

5 建政技第 95 号
令和 5 年（2023 年） 7 月 7 日

建設部関係現地機関の長 様

技 術 管 理 室 長

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」の運用について（通知）

工事現場の熱中症対策に係る現場管理費の補正については、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」（令和元年7月31日付け元建政技第166号技術管理室長通知）を通知し、真夏日を「日最高気温が30度以上の日」と定義しているが、「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防における現場管理費の補正について」（令和2年7月8日付け2建政技第106号技術管理室長通知）により当面の間「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて運用していたところです。

先般、政府が令和5年2月10日に変更した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を受け、「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」（令和5年3月13日改定）が改訂されたことから、令和2年7月8日付け2建政技第106号技術管理室長通知による読み替えについて廃止しますので、適切な業務執行をお願いします。

ただし、令和5年5月8日より前に現場作業を行っていた期間については、真夏日を「日最高気温が30度以上の日」から「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて精算するものとしします。

なお、市町村長には別途送付済みです。

（問い合わせ先）

担 当	基準指導班 （班長）山口、（担当）山岸
電 話	直通026-235-7323
防災電話	8-231-3345
電子メール	gi.jukan-ki.junshido@pref.nagano.lg.jp